平成２２年（フ）第２０１４２号
東京都江戸川区東松本１丁目１―10
債務者　森　　繁和
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山恵美子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３６号
神戸市須磨区東白川台２丁目５番地の１
債務者　望月　　彰
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　破産債権の届出期間　平成23年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５１号
北海道旭川市末広３条８丁目４番８号
債務者　一色　良晃
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月３日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５２号
北海道旭川市末広３条８丁目４番８号
債務者　一色さおり
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月３日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８８号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目１番７号
債務者　藤本　充実
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月23日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８９号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目１番７号
債務者　藤本　千春
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月23日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３２号
宮城県黒川郡富谷町とちの木１丁目21番５号
債務者　岩倉　　博
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１８７号
岐阜県大垣市林町７丁目143番地　大垣共立銀行大垣寮
債務者　松山美恵子こと　朴　　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
群馬県館林市足次町904番地
債務者　前田　浩志
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２６１号
群馬県館林市朝日町８番27号
債務者　石井　　真
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８４号
岐阜県大垣市木戸町1209番地１
債務者　平田　一人
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
山形県米沢市中田町858番地の26
債務者　鈴木　健治（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１８２９号
さいたま市浦和区上木崎７－３－６　第一市川荘101、住民票上の住所さいたま市浦和区北浦和３丁目14番19号　ふじハイツ201
債務者　天本　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
千葉県印西市下井42番地10
債務者　坂本奈々美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７９号
千葉県四街道市和良比118番地67　中島ハイツ101号
債務者　新井　康人
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４０１号
千葉県八街市八街ろ31番地140
債務者　渡辺　晃史
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部